

情報にだまされるな！

ーめざせ消費者市民ー

と き 平成 28 年 8 月 2 日 (火) ～ 8 日 (月) 土日を除く

14:30～15:30

 ところ **大阪府消費生活センター セミナー室**

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ITM 棟 3 階 (裏面地図参照)

 対 象 **高校生を中心とした若者**
日替わり講座 定員 40 人

※事前にお申し込みください

申し込み方法：インターネット、メール、TEL、FAX

夏休みの課題に最適！


 消費者教育推進大使
大阪府広報担当副知事
もずやん

参加したい講座の欄に○をつけて下さい		
日	テーマ	講師
8/2 (火)	その食べ方って ホントにいいの？	公益社団法人 消費者関連専門家会議 (ACAP) 会員企業：日本ハム株式会社
8/3 (水)	インターネット ー指先から始まる危険ー	篠原 嘉一 (NIT 情報技術推進ネットワーク株式会社代表)
8/4 (木)	高校生でも持てる？カード	新原 佳美 (消費生活専門相談員)
8/5 (金)	美容整形したいですか？ ートラブル事例紹介ー	矢倉 昌子 (弁護士)
8/8 (月)	高校生による高校生のための インターネット講座	大阪府立平野高等学校コンピュータ部 大阪府立藤井寺高等学校マルチメディア部

※FAX でお申し込みの方は、この用紙をご使用ください

氏名	計 人	
	※複数名お申し込みの場合、代表者名と人数を記入してください。	
連絡先	TEL	FAX
	Email	
※複数名お申し込みの場合、代表者のみ記入してください。		

※ご記入いただいた個人情報、本講座受け付けのみに使用します。

問い合わせ先：公益財団法人 関西消費者協会 TEL 06-6612-2330 FAX 06-6612-0090

 E-mail staff@kanshokyo.jp URL <http://www.kanshokyo.jp/web/kouza/2016/summer.html>

主催：大阪府消費生活センター / 後援：大阪府教育委員会 / 企画・運営：公益財団法人 関西消費者協会

協力：公益社団法人 消費者関連専門家会議 (ACAP)

ATC エイジレスセンター・おおさか ATC グリーンエコプラザ

ウラも見てね！

期間中のその他のイベント 9:00～17:00

DVD 上映 一日 3 回 11:00・13:00・16:30
 「インターネットはいろいろなトラブルともつながっている」
 3 つのトラブル事例に NMB48 がワンポイントアドバイスを
 してくれるよ！
 「ワンクリック請求」「出会い系サイト登録」「ネットショッピング」

若者向け消費生活ホットライン（対象 20 歳代以下）
 若者向け電話相談を実施します。お気軽にご相談ください
 時間 9:00～17:00 TEL 06-6616-0888

クイズラリー
 パネルを見ながらクイズに挑戦！
 景品がもらえるよ！

パネル展示
 「マルチ商法」「キャッチセールス」
 「デート商法」「契約とは」「消費者
 市民社会」などをわかりやすく解説

怪しいな、困ったなと思ったら、お住まいの市町村等の消費生活相談窓口にご相談しましょう

《若者に多い相談事例》

＜アダルト情報サイトのワンクリック請求＞
 アダルトサイトにつながってしまい、40 万円の請求画面が表示された。すぐに事業者に電話をするように、という表示があったので電話をかけたところ、オンラインモールで利用できる電子ギフト券をコンビニで購入し、カード番号をメールで伝えるように指示された。

＜マルチ商法＞
 知人にもうかる話があると誘われ、インターネットのサイドビジネスの勧誘を受けた。毎日仕事をすれば月に 36,000 円の収入になる。7 桁の収入も不可能ではないと言われ、初期費用を指定口座に振り込んだ。しかし、一向に利益が上がらず、友人を勧誘しても、誰も入会してくれない。

＜出会い系サイト＞
 異性の悩みを聞くだけで収入になるというメールが複数届き登録した。指示されたとおりクレジットカードを作成し会費の 3,000 円を支払ったが、いろいろな名目で次々と請求がきて、気がついたら 50 万円を決済してしまった。

＜健康食品の定期購入＞
 半年前にインターネット通販で美容サプリメントの申し込みをした。1 回だけだと思っていたら、2 回目が届き、高額な請求書が入っていた。定期購入になっていたようだが、初回しか支払っておらず、弁護士から督促状が届いている。

＜ワンクリック請求の二次被害＞
 アダルトサイトをなにげなく見ていたら、15 万円の請求画面が表示されたので、あわててネットで相談窓口を検索した。24 時間対応の相談窓口を見つけ電話したら「5 万円支払えば、調査して請求を止める」と言われた。

消費者ホットライン

イヤヤ
188 番（局番なし）

消費者教育推進大使

大阪府広報担当副知事 もずやん



大阪府消費生活センター

〒559-0034 大阪市住之江区南港北
 2-1-10 ATC ITM 棟 3 階
 交通アクセス ニュートラム
 「トレードセンター前駅」下車すぐ

消費生活事典（大阪府消費生活センターホームページ）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shouhi/>

シミュレーションでネットトラブルを学ぼう！

インターネットは、いろいろなトラブルともつながっている

<http://www.nethigai.jp/>